

第四十二号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の四の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）」を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この条において「農地売買事業」というを加え、「にあつては」を「には」に、「（これらの土地の取得の日）」を「（同日）」に、「（）」による」を「（）」第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「、当該取得の日」を「、同日」に、「農地売買等事業」を「農地売買事業」に、「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第七十二条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第八十一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第七条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第七条の二第一項中「第五条の二の二」を「附則第五条の二の二」に改める。

附則第十一条中「平成二十七年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十条中「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第一号中「同条第二号イ」を「同条第三号イ」に改める。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十一条及び附則第七条の二第一項の改正規定 公布の日

二 第七十二条第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の東京都税条例（以下「新条例」という。）第四十八条の四の六第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前のこの条例による改正前の東京都税条例（以下「旧条例」という。）第四十八条の四の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第十一条の規定は、令和二年十月一日前に終了した各事業年度分及び各連結事業年度分の法人の都民税については、なおその効力を有する。

4 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第十二条の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは、

「東京都都税条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第 号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の東京都都税条例附則第十一条」とする。

5 旧条例附則第十五条の二の規定は、平成三十一年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

6 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、平成三十一年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

（提案理由）

負担水準が〇・六五を超える商業地等に係る固定資産税等の軽減措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置並びに都民税の法人税割に係る超過課税を継続するほか、規定を整備する必要がある。